

議案第 21 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成 21 年小城市教育委員会規則第 4 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

就学援助費等を変更するため、小城市就学援助規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市就学援助規則の一部を改正する規則

小城市就学援助規則（平成21年小城市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和28年政令第340号）」を削る。

別表（2）新入学児童・生徒学用品費の項中「54,060円」を「64,300円」に、「63,000円」を「81,000円」に改め、（6）医療費の項中「（昭和33年政令第74号）」を「（昭和33年政令第174号）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、改正後の小城市就学援助規則の規定は、令和9年度以降に入学する児童生徒について適用し、令和8年度に入学した児童生徒については、なお従前の例による。

議案第21号 小城市就学援助規則（平成21年小城市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行				改正後（案）																																					
<p>（対象者）</p> <p>第2条 就学援助の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 市内に住所を有し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の承諾を得て、小城市以外の市町村（以下「他の自治体」という。）が設置する小学校又は中学校に就学する児童生徒をもち、他の自治体から就学援助を受けていない保護者</p> <p>（3）及び（4）（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">支給対象者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>（2） 新入学児童・生徒学用品費</td> <td>54,060円</td> <td>63,000円</td> <td>入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類	金額		支給対象者	備考	小学校	中学校	（略）					（2） 新入学児童・生徒学用品費	54,060円	63,000円	入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。		<p>（対象者）</p> <p>第2条 就学援助の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 市内に住所を有し、学校教育法施行令_____第9条の承諾を得て、小城市以外の市町村（以下「他の自治体」という。）が設置する小学校又は中学校に就学する児童生徒をもち、他の自治体から就学援助を受けていない保護者</p> <p>（3）及び（4）（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">支給対象者</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>（2） 新入学児童・生徒学用品費</td> <td>64,300円</td> <td>81,000円</td> <td>入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類	金額		支給対象者	備考	小学校	中学校	（略）					（2） 新入学児童・生徒学用品費	64,300円	81,000円	入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。	
種類	金額		支給対象者		備考																																				
	小学校	中学校																																							
（略）																																									
（2） 新入学児童・生徒学用品費	54,060円	63,000円	入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。																																						
種類	金額		支給対象者	備考																																					
	小学校	中学校																																							
（略）																																									
（2） 新入学児童・生徒学用品費	64,300円	81,000円	入学予定者で入学前認定者又は、小学1年、中学1年で4月認定者に限る。																																						

(略)			
(6) 医療費	医療機関の請求に基づき 直接医療機関に支払う額 (ただし、保健診療における個人負担分に限る。)		学校保健安全法 施行令 (昭和33 年政令第 (74号) 第8条各号に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。
(略)			

(略)			
(6) 医療費	医療機関の請求に基づき 直接医療機関に支払う額 (ただし、保健診療における個人負担分に限る。)		学校保健安全法 施行令 (昭和33 年政令第174号) 第8条 各号に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。
(略)			